

ワーカーズ・コレクティブ共済だより

2014年 2月号 No.9

<2/1 現在加入総数 2,456名> 発行 ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社

発行責任 島田 純子



寒中お見舞い申し上げます。

昨年は全国のワーカーズの皆さんにワーカーズ・コレクティブ共済の説明を行うことができ、大変感謝しております。またおかげさまでワーカーズ・コレクティブネットワークジャパンに加入している多くの連合組織と事務委託契約を結ぶことができ、加入推進の大きな力となっています。関係団体の皆様に改めてお礼申し上げます。

ワーカーズ・コレクティブ共済はメンバーが「元気に働き続けるために」そして「お互いさまのたすけ合い」を実践しています。先日説明させていただいたあるワーカーズでは、数年加入していたが使っていないから脱退した・・・という方が何人か続いたということでした。しかし、あるメンバーが申請し保険金が支払われたとき、同じワーカーズのメンバーに対し「皆さんの保険料でこのたび保険金をいただき、ありがとうございます

した。」とお礼を言われたという事例を聞き使わなかった（幸せにも・・・）保険料がどのように役立っているか実感でき、単なる自分のための「お得な保障制度」ではないということがよく分かりました、と仰っていただきました。

まさしくこの顔の見える関係がワーカーズ・コレクティブ共済の特徴であり、「働く人の共同組合」としてお金では得られない価値＝たすけあいを生み出しているワーカーズの神髄と考えています。

上記のワーカーズでは、説明に行った私自身その事例を聞き感激し、暖かな（外は寒かったのですが）気持ちで帰ることができ、さらにこの輪を拡げていきたいという決意を新たにいたしました。



今年度も皆さんのご指導・ご鞭撻のほど何卒よろしく願いいたします。

代表取締役 島田純子

東京と事務委託契約締結

神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会が独自共済の新たなしくみを模索していた頃、ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパンでも自分たちの働き方に合った共済について話し合っていました。と同時に神奈川が少額短期保険事業を選択し様々な困難を乗り越えて共済株式会社を誕生させる経過をリアルタイムで聞いていました。

頑張り屋さんのワーカーズメンバーが、事業所でもプライベートでもフル回転で頑張った末に病気やけがにみまわれるということは、自分も含め多分にあることです。お互い様のたすけあいで休業中の所得保障ができるというワーカーズ・コレクティブらしさは、私たち東京ワーカーズ・コレクティブ協同組合の独自共済と同じく柔軟さと優しさがあり、親近感を感じています。東京の共済会は約600人のささやかなしくみではありますが、自分たちのためのたすけあい制度に愛情を持って育ててきたという歴史があり、ワーカーズ・コレクティブの働き方を支えてきたという点で皆さんと一緒にです。

今回、沢山のワーカーズ・コレクティブ共済加入者の「入っていてよかった！」の事例を聞き、この共済をもう一つの選択肢として東京のメンバーに提案していきたいと考えています。


東京ワーカーズ・コレクティブ協同組合 理事長 保坂弘子



事例紹介


仕事中のけが 1

午後のケアに出ようと自宅を出たら、外廊下が雨で滑り転倒し、腰を打撲した

(家事介護) 66歳
通院 6日 
共済金 1万2千円


仕事中のけが 2

車でお弁当を配達中下りる時に腰を捻り激痛が走った
(配食サービス)

59歳 通院 9日
休業 6日 
共済金約2万7千円

仕事中のけが 3

シンク内に浸したレンジフードを洗っていて、右手人差し指を腱まで深く切った

(食・仕出し) 60歳
通院 6日 
休業 10日
共済金 約5万円

仕事中のけが 4

トラックに積み込むオリコンが倒れそうになり、右手で支えたら小指を挟み骨折

(生協委託・配送)
30歳 通院23日
休業 32日
共済金 約14万円

仕事中のけが 5

後ろ向きにトラックから下りる時、左足首を道路の段差で捻り転倒し右手を強く打ち、左足剥離骨折および右手首を2か所骨折

66歳
(生協委託・配送)
通院40日 休業48日
共済金 約33万円

出産休業保障

女兒出産のため休業
(生協委託・事務)

39歳
休業 90日
共済金約15万円



病気休業

- ①右破裂中大脳動脈瘤のため休業 60日 66歳
- ②肺結核のため休業 45日 47歳
- ③突発性難聴のため休業 13日 58歳
- ④黄斑円孔のため休業 30日 58歳
- ⑤肺塞栓のため休業 60日 55歳
- ⑥逆流性食道炎のため休業 60日 46歳
- ⑦抑うつ状態のため休業 22日 40歳



マダムまちゃこのご存じですか?

その1 「高額医療費制度とは・・・」

医療機関で支払った額が、1か月（月初から月末まで）間で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。下の表をご覧ください。

70歳未満

所得区分	自己負担上限額（1ヶ月）	4回目以降
上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
低所得者	35,400円	24,600円

もし、70歳未満で所得区分が「一般」の方が入院し100万円の医療費がかかったとします。しかし実際に払う自己負担額がどうなるかというと・・・

← 医療費 100万円 →

← 窓口 30万円 →

自己負担	高額医療費 212,570円	健康保険等から給付（療養の給付） 7割（700,000円）
------	-------------------	----------------------------------

→ 自己負担額は **87,430円** となります。

ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社

〒231-0006 横浜市中区南仲通4-39 石橋ビル3F TEL 045-662-4346 FAX 045-681-36

